

精華町第2次人権教育・啓発推進計画の施策評価(総括資料例)

資料8

分野	目標	方針	実施内容 (計画本文)	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向	
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等
1 同和問題	社会の中で差別意識や偏見が無くなり、同和問題が解決されている	①人権教育・啓発を推進する	同和問題に対する正しい知識と認識を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、精華町人権啓発推進委員会の取り組みとも連携しながら、学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進します。						
		②現行制度を的確に運用し、人権センターを活用した取り組みを推進する	同和問題の解決に向けた取り組みについては、地域改善対策協議会の意見具申(1996年)が示した「①同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、以前として我が国における重要な課題であると言わざるを得ない②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務である③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民の課題である④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、引き続き現行制度を的確に運用し、取り組みを推進します。また、町の人権センターが今後とも地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として幅広く有効に活用されるよう、必要な施策を適切に実施するなど、京都府と連携を図りながら、引き続き、課題解決に向けた取り組みを推進します。						
2 女性	女性に対するあらゆる暴力が無くなり、性別にかかわらず能力が発揮されている	①女性に対する暴力を根絶する	中学生や高校生をはじめ、幅広い年代の人がドメスティック・バイオレンス(DV)は重大な人権侵害であるという認識を深められるよう、関係機関と連携し、普及啓発を進めます。DV等の暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質向上に努めます。また、DVは児童虐待との関係も深く、学校等関係機関と連携した対応を図ります。さらに町関係部署および外部の関係機関との組織的な連携により、緊急時の被害者の安全確保から自立支援まで一貫とした支援を行う体制づくりを進めます。ストーカー行為やリベンジボルノ等の根絶に向け、関係機関との連携を強化するとともに、被害者の適切な支援に努めます。						
		②男女共同参画社会づくりを推進する	「多様な働き方ができる男女共同参画のまち」を目指し、「精華町第2次男女共同参画計画」に基づき「人づくり」、「社会づくり」、「推進基盤づくり」を施策の柱に啓発、相談支援、環境整備などの取り組みを、様々な分野で活動する住民、事業所、住民活動団体、教育関係者等と連携し、進めています。						
		③女性の活躍を支援する	「女性活躍推進法」を踏まえつつ、本人の意思が尊重され、女性が活躍できる環境の整備に向け、事業所、住民活動団体、京都府島と連携して取り組みます。						
3 子ども	子どもが一人の 人間として最大限に尊重され、 必要な権利が保障されている	①子どもの権利が保障され、成長していくける環境をつくる	ここどもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点にたち、子どもに関わるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。「精華町児童養成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していくける環境づくりを推進します。家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう、家庭教育の充実を支援するとともに、子どもが個性を發揮し、自主性や創造性をはぐくみながら成長できる機会の充実に努めます。						
		②子どもへの虐待を防ぐ	「何が虐待か」という基本認識に関する内容をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応についての意識啓発を、幼稚園・保育所・学校・医療機関・地域等と連携して取り組みます。子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切なケアなど、子どもが安全・安心に暮らすための取り組みを推進するとともに、精華町要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携を強化するなど、子どもの人権を守る体制の充実をはかります。また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援する体制の充実に取り組みます。						
		③いじめ、暴力行為、体罰当への対策を進める	いじめについては、「精華町いじめ防止基本法」および各校「いじめ防止基本方針」に則り、いじめを許さない心情報を育てる教育活動を通して、人権意識の高揚を図ります。また、個々の事象に適切に対応できるよう、カウンセラー等の配置など、子どもを取り巻く諸問題に対する支援・相談・指導体制を強化し、学校、地域、家庭、関係機関が連携した取り組みの充実をはかります。インターネットやSNSのいじめについては、京都府が運営実施する「ネットいじめ通報サイト」や、不適切な書き込みなどの検索・監視を行なう学校ネットバトルールの取り組みと連携します。子どもたちやその保護者等に対し、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起、インターネットに関する相談窓口などについて情報提供を図り、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。暴力行為については、未然防止に務め、早期発見・早期対応に引き続き取り組み、課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取り組みを推進します。体罰については、たいへん婚前の意識をより高め、保護者や地域住民の信頼と期待に答えるように努めます。						
		④不登校の子どもを支援する	スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の配置を進め、教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を行ないます。また、教育支援室における電話・来所などの教育相談の充実を図り、フリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会の提供を図ります。						
		⑤子どもの貧困対策に取り組む	すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくけるよう、保育所・幼稚園・学校・児童館・NPO等の地域団体、ボランティア等が連携・協働し、子どもへの支援をはじめとした総合的な取り組みを進めます。						
		⑥児童ボルノ対策を進める	児童ボルノを根絶し、その被害を無くすため、2014年に改訂された「児童買春・児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、京都府や関係機関と連携し、児童ボルノ根絶に向けた取り組みを進めます。						

分野	目標	方針	実施内容 (計画本文)	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向		
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等	
4 高齢者	いくつになっても自分らしくいきいきと暮らすことができる	①計画に基づく施策を推進する	超高齢化社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「精華町第7次高齢者保健福祉計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。							
		②高齢者の権利を擁護する	高齢者虐待の未然防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、地域包括支援センターなどにおいて、高齢者の権利を擁護するための取り組みを推進します。 成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の利用促進等への取り組みを行うとともに、認知症について地域の理解を促し、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、住民や役場職員などを対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、理解の促進を図ります。							
		③高齢者の社会参画を支援する	誰もこれまでに培った経験や知識等を活かして社会で活躍できるよう、子どもたちとの世代間交流、働く場や趣味・社会貢献活動等のさまざまな場や機会の充実を図ります。							
		④介護者を支援する	家族介護者に対して、家族介護者の交流・リフレッシュ事業など、悩みを分かち合う場の提供を図るとともに、介護者が安心して介護できるよう、介護休業制度に関する普及啓発、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。							
		⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める	「精華町やさしいまちづくり整備指針」(2014年)、「京都府福祉のまちづくり条例(1995年)」を踏まえた、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい施設等の整備を進めます。							
5 障害のある人	障害があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる	①共生社会の実現に向けた取り組みを推進する	2016年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある人に対する必要な合理的な配慮の提供を求め、不当な差別の取り扱いの禁止といった考え方方が法令に位置付けられました。これらの考え方の普及も含め、障害および障害のある人に対する正しい知識普及と意識啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。 「精華町第2次障害者基本計画」に基づいて、障害のある人がそれぞれのライフステージにおいて、社会・経済・文化等の各分野で平等に参加、活動することができる社会を実現するための取り組みを推進します。							
		②障害のある人の権利を擁護する	障害虐待の未然防止・早期発見のために、住民や施設に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図ります。 成年後見制度の利用促進等への取り組みを行うとともに、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護事業の周知に努めます。							
		③障害のある人の社会参画を支援する	障害および障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場の提供を胸に、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を促進します。 働く意欲のある障害のある人の雇用就労を促進するため、就労移行支援事業所とハローワーク・商工会・企業との連携の強化を図ります。							
		④介護者を支援する	介護者が安心して介護ができるよう、介護休業制度に関する普及啓発、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。							
		⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める	誰もが安全で安心して暮らせるよう、「精華町やさしいまちづくり整備指針」、「京都府福祉のまちづくり条例」を踏まえた、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい施設等の整備を進めます。							
6 外国人	民族や国籍等にかかわらず、人権が尊重され、地域で暮らすことができる	①多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進する	一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国籍住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、外国籍住民を支援する活動団体・関係機関・京都府や国等と連携し、普及啓発に取り組みます。相互国際理解や多文化共生事業、国際化に対応した円滑な支援ができるよう努めます。							
		②外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する	外国籍住民が住民の一員として地域づくり等に参画し、多様な感性や能力を發揮できるよう、外国籍住民を支援する活動団体・関係機関・京都府等との連携・協働による取り組みを推進します。							
		③外国籍住民の生活および就・修学を支援する	外国籍住民や外国につながりを持つ子ども・保護者等に対して、外国籍住民を支援する活動団体・関係機関・京都府等と協働し、引き続き、生活情報の提供や生活相談・日本語習得の支援・教育支援などをています。さらに、外国籍住民等に関する災害時支援体制の構築などに取り組みます。 学校においては、個別の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな修得を図るために日本語指導に努めます。 外国につながりを持つ子どもについても、個別の状況を踏まえた配慮に努めます。							
7 患者等	病気の有無にかかわらず、人権が尊重され、自分らしく暮らすことができる	(1) エイズ	①若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む	HIV感染者が苦年層に広がる傾向にあることから、学校教育においても、エイズに対する普及啓発を推進します。また、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための普及啓発を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指して取り組みを推進します。						
		(2) ハンセン病	①ハンセン病に関する普及啓発に取り組む	偏見や差別を一刻も早く解消するため、啓発に取り組みます。 ハンセン病元患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指し、京都府や関係機関等と連携しながら取り組みを推進します。						
		(3) 難病患者	①難病に関する普及啓発に取り組む	難病に関する知識普及と意識啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指し、京都府や関係機関等と連携しながら取り組みを推進します。						
		(1) 犯罪被害者等	①犯罪被害者等への支援活動に取り組む	支援活動を適切に進めるとともに、一時避難場所の確保およびカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。 犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、警察等関係機関が連携・協力し、途切れのない被害者支援活動の展開に努めます。また、京都府の「京都府犯罪被害者サポートチーム」と連携し、犯罪被害者等に寄り添った中長期にわたる支援体制の充実強化を図ります。 性暴力の被害については、「京都性暴力被害者ワントップ相談支援センター(京都SARA)」や支援団体との連携を強化し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。						
			②犯罪被害への理解や支援のための広報啓発を行う	京都府や関係機関と連携し、犯罪被害者等の支援組織の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、住民への理解の促進を図ります。						

分野	目標	方針	実施内容 (計画本文)	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、 これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向	
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等
8 さまざまな人権問題	—	(2) 性的少数者	①性の多様性の尊重についての意識を高める	学校、地域、職場などにおいて、性的少数者についての知識普及と意識啓発に取り組み、性の多様性についての理解を深めます。					
			②相談のできる場や職場などの環境をつくる	性同一性障害のある人、同性愛者、両性愛者などは少数派のために、社会のさまざまな場面で偏見や差別を受けることがあるため、安心して暮らしていくよう相談しやすい環境づくりや人権擁護に努めます。					
		(3) 刑を終えて出所した人	①刑を終えて出所した人に対する理解を深める	刑を終えて出所した人が、地域の人間の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発に取り組みます。					
		(4) ホームレス	①ホームレスに対する理解を深める	ホームレスの人が地域で自立した生活が可能となるよう、保健所や京都府、関係機関等と連携した支援に努めます。					
		(5) アイヌの人々・婚外子・式辞問題・北朝鮮当局による拉致問題等	①アイヌの人々	アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、国の施策とも連携しながら、アイヌの伝統に関する普及啓発に取り組みます。					
			②婚外子	婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や相続分が嫡出子と同じ取り扱いになりましたが、婚外子であることを理由に差別や偏見を受けることがないよう啓発に取り組みます。					
			③識字問題	京都府内には同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があります。まだ、近年では新たに渡日した外国籍府民の識字の問題も指摘されています。識字問題は基本的人権に関わる問題であるという認識のもと、国や京都府の動向を踏まえ、関係機関と連携した取り組みを推進します。					
			④北朝鮮当局による拉致問題等	北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決には幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その关心と認識を深めることが重要です。今後も住民の拉致問題への关心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、国や京都府とも連携し、住民に対する普及啓発を推進します。					
9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる問題	—	(1) インターネット社会における人権問題	①インターネットの教育・啓発を推進する	学校教育や生涯学習等を通じて、自分自身が加害者にもなりうること、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルなどについて知識普及と意識啓発に取り組みます。					
		(2) 個人情報の保護	①個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む	「精華町個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施を踏まえ、より一層の個人情報の保護に取り組むとともに、住民・企業等に社会保障・税番号制度の管理等について普及啓発に取り組みます。					
			②身元調査を防止する	「身辺調査の依頼や調査に応じること自体が重大な人権侵害に関わることである」との認識を深めるために、住民や関係者に対する普及啓発に取り組みます。戸籍謄本や住民票の写しなどが本人の知らないところで不正に取得されることを防止する「事前登録型本人通知制度」について、この制度をさらに有効なものにしていくため、普及啓発に取り組みます。					
		(3) 安心して働ける職場環境の推進	①ワーク・ライフ・バランスを推進する	企業・職場において、育児・介護に対する理解、法に基づく休業制度の普及促進や活用奨励に取り組み、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。					
			②ハラスメントを防止する	企業で働く一人ひとりがハラスメントを防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むとともに、被害者が相談しやすい体制づくりが求められます。職場等でのハラスメント防止に向け、企業等への普及啓発資料の貸し出しや町内機関誌等での普及啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。					
		(4) 自殺対策の推進	①総合的な自殺対策に取り組む	「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、自殺対策に関する普及啓発、自殺の防止等に関する人材の確保や養成、相談や支援体制の充実など、総合的な自殺対策を京都府や専門機関、民間団体等と連携し、取り組みます。					